

四	三	二	一	○
發行方法	用振等替法の適	の法発号名	條律行稱	平行令國財務省債の發行告示
		項及のび根そ拠	及び記	成条件件二十等二年二月五日とおり告示に第百五十五条第十四号

債定特あ争争う札価振の以律社一法会七すた二十財七利  
 市め別つ入入。へ格替適下へ債項律計号るめ十四政回付  
 場る参て札札に以を機用一平、第ニ法の二号法一國庫  
 特も加、と發よ下競関を振成株二關第律公年一(財券  
 別の者財同行る「争は受替式十す二へ債度第昭  
 參にご務時一發価に日け法十三年等の号法第成發お条二  
 加よと大にと行格付本銀もとの法律振)律一二行け第十  
 者るに臣行い競し銀もとの法律振第ハ項十のる一二  
 .發応がわう以争て行のいう第十七に四平並二特財項年  
 第行募各れ。下入行ととし。)関十成び年例政及法  
 I(以限国る、「札わする。の規定する六十に法等運び律  
 非下度債入価価「れ。の規号。条九特律に營平第三  
 債一額市札格格とる。その定法第年別第關の成三十  
 格国を場で競競い入

六

イ  
發

入価 入価・別債行争非者特国  
 札格行札格第参市及入価・別債  
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市  
 行争額行争非者特国発競I加場

五

ロイ  
方募

入価法入  
 札格決  
 発競定  
 行争の

律公年六つ定う額  
 第債度千いにち面  
 二のに百て基、金  
 条発お九はづ財額  
 第行け十、き政で  
 一のる五額発法一  
 項特財万面行第兆  
 の例政円金し四四  
 規等運、額た条十  
 定に當平で利第九  
 に關の成三付一億  
 基すた二千國項円  
 づるめ十六債の  
 き法の二億に規

込募各当も各  
 み限国ての申  
 の度債るか込  
 応額市。らみ  
 募の場その  
 額範特のう  
 を囲別応ち  
 割内參募應  
 りに加額募  
 当お者を価  
 ていご順格  
 るてと次の  
 各の割高  
 申應りい

發別にご務後格競  
 行參よと大に競争  
 一加るに臣行争入  
 と者發應がわ入札  
 い・行募各れ札發  
 う第へ限國るの行  
 。II以度債入募  
 非下額市札入  
 価一を場での  
 格國定特あ決  
 競債め別つ定  
 爭市る參てを及  
 入場も加、しび  
 札特の者財た価

## 七

ハ

ロイ  
払

ハ

ロ

争非者特国行	争非者特国入価込	行争非者特国行	争非者特国
入価・別債	入価・別債札格	入価・別債	入価・別債
札格第参市	札格第参市発競金	札格第参市	札格第参市
発競Ⅱ加場	発競Ⅰ加場行争額	発競Ⅱ加場	発競Ⅰ加場

千五百三百三十八億六千七十六万円

円九円一	でた条特
百兆	千利第別
三二	五付一會
三十	百国項計
八六	四債のに
億億	十に規関
九八	二つ定す
一千	億いにる
二七	円て基法
百百	、づ律
九二	額き第
十八	面發四
十五	金行十
万	額し六

でた条特億て基法百額發
九利第別九はづ律九面行
百付一會千、き第十金し
四國項計八額發四萬額た
十債のに百面行十円で利
一に規関十金し六、二付
億つ定す五額た條特千國
円いにる万で利第別九債
て基法円四付一會百に
、づ律千國項計六つ
額き第百債のに億い
面發四三に規關三て
金行十十つ定す千は
額し六五いにる九、

十 十 三 二	口  イ 一	十 十 八  發	振 額 最 低 行 替 額 面 単 位 金
の 経 利 入 価 · 別 債 行 争 非 者 特 国 払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 · 别 債 込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場		入 価 發 札 格 行 行 発 競 価 行 争 格 日	
(一) 年 二		七 額 格 十 額 十 面 五 面 八 金 錢 金 錢 額 以 額	平 す 額 の 振 成 る の 記 替 。 整 載 法 二 十 二 年 数 又 の 倍 は 規 の 記 定 金 錄 に そ に 四 月 れ つ 四 月 ぞ き 二 十 七 れ 九 日 の 十 月 応 九 月 募 円 円 価 七 と 金 簿
(二)		百 圓 上 百 圓 百 圓 の 圓 百 圓 に つ き ぞ き 九 れ 九 の 十 月 応 九 月 募 円 円 価 七 と 金 簿	五 万 円 の 記 定 金 錄 に そ に 四 月 れ つ 四 月 ぞ き 二 十 七 れ 九 日 の 十 月 応 九 月 募 円 円 価 七 と 金 簿

額面金額の総額 ×  $\frac{2.1}{100} \times \frac{38}{365}$   
 発行時ににおいて、その利子

十  
十  
十  
八  
七  
六

十  
五

十  
四

払元償償  
場利還還  
所金期  
支額限  
後第  
の二  
利期  
子以

日額平利てを毎  
本面成子、支年  
銀金四をそ払三  
行額十支の期月  
百二払日と二  
円年う以し十  
に三。前、日  
つ月六各及  
き二月支び  
百十間払九  
円日に期月  
屬に二  
すお十  
るい日

額面金額× $\frac{21}{100} \times \frac{1}{2}$

初  
期  
利  
子

規下は期た期平  
定、が金と成控得は出に住時額金にの口るに  
す次そ銀額し二除税外しは者にへ額よに座も係  
る号の行を、十すの国た、又おたにりつにのる  
期及翌休支次二る税法金前はいだ百算い記と所  
日び営業払の年こ率人額記外てし分出て載し得  
に第業日う算九とをがに(+)国取、のしは又て税  
つ十日。式月が乗適当の法得当二た、は振が  
い六ににたに二でじ用該算人す該十金前記替源  
て号支當だよ十きたを非式でる國を額記録口泉  
同に払たしり日。金受居にあ者債乗か(+)さ座徵  
じ。おうる、算を額け住よるがをじらのれ簿收  
い。(+)と支出支(+)る者り場非発た当算る中さ  
て以き払し払を所又算合居行金該式ものれ

二十九

払者入  
込札  
期參  
日加

平財務大臣から通知を受けた者  
成十二年四月二十七日